

山口市営住宅等の駐車場使用に関する管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市営住宅条例（平成17年条例第197号。以下「条例」という。）及び山口市営住宅条例施行規則（平成17年規則第172号）、山口市営小集落改良住宅条例（平成17年条例第198号。以下「小集落条例」という。）及び山口市営小集落改良住宅条例施行規則（平成17年規則第173号）、山口市営特定公共賃貸住宅条例（平成17年条例第199号。以下「特公賃条例」という。）及び山口市営特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成17年規則第174号）、山口市営地域優良賃貸住宅条例（平成20年条例第57号。以下「地優賃条例」という。）及び山口市営地域優良賃貸住宅条例施行規則（平成20年規則第1号。）の定めるもののほか、全市営住宅の駐車場使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪車を除く。）のうち、長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下のものをいう。
- (2) 駐車場 条例第2条第4号に規定する共同施設をいう。
- (3) 市営住宅等 条例別表、小集落条例別表、特公賃条例別表、及び地優賃条例別表に掲げる市営住宅をいう。

(使用資格者)

第3条 駐車場を使用することができる者は、条例第57条各号に掲げる要件をいずれも満たす者でなければならない。

(使用の申込み)

第4条 条例第58条第1項の規定により、駐車場を使用することを希望する者は、自動車保管場所使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込みができる者は、当該市営住宅の入居者に限り、また申込みができる区画数は、特に整備を図った住宅を除き、原則として1戸に1台分の

区画とする。

- 3 駐車場使用の対象となる自動車の所有者は、原則として市営住宅等の入居者又は同居者（不正入居者及び同居承認を受けていない者は除く。）に限るものとする。ただし、対象となる自動車の所有者が入居者又は同居者以外の者であっても、もっぱら市営住宅等の入居者又は同居者が使用する場合は、常時使用する旨の証明を提示するか、あるいは、必ず使用決定後に道路運送車両法第12条（変更登録）又は第13条（移転登録）に基づく手続か、自動車保管場所の確保等に関する法律第7条に基づく保管場所の変更届出の手続を行う場合は除くものとする。
- 4 条例第58条第2項に規定する駐車場の使用決定者への通知は、市営住宅等駐車場使用許可書（様式第2号）によるものとする。
- 5 前項の決定に係る使用期間は、同一会計年度内に限り1年間を上限とする。使用者から使用期限満了の30日前までに駐車場の返還の申出がない場合は、第1項の申込があったもの（条例第64条第1項に該当するものを除く。）とし、市長は条例第58条第2項の決定を行い、使用者に市営住宅等駐車場使用許可書を交付するものとする。以後の取扱いも、この例による。
- 6 市長は、借上げ市営住宅に係る駐車場の決定をする場合は、当該使用者に対し当該借上げの期間の満了時に当該駐車場を返還しなければならない旨を通知しなければならない。
- 7 使用者は、自動車、駐車場又は自動車所有名義人等を変更しようとするときは、自動車保管場所使用承諾証明申請書（様式第3号）を市長に提出し、その決定を受けなければならない。ただし、駐車場区画の変更については、使用者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となった場合に限る。

（使用者の決定）

第5条 市長は、使用の申込をした者の数が使用可能な駐車場の区画数を越える場合においては、公開抽選により使用者を決定するものとする。

- 2 前項の規定により使用者を決定することが困難と認められる場合、又は使用申込者全員の合意が可能な場合は、市長は他の公正な方法により使用者の決定ができる。

（使用の手続）

第6条 条例第60条第1項第1号にいう市長が別に定める所定の書類は、市営住

宅等駐車場使用請書（様式第4号）とする。

2 条例第60条第4項にいう駐車場の使用開始日の通知は、市営住宅等駐車場使用許可書によるものとする。

（使用料）

第7条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、条例第61条第1項に定めるところによる。

2 条例第61条第2項にいう、使用料の減免をすることができる特別の事情がある場合において必要があると認めるときとは、入居者又は同居者が身体障害者であり、かつ自動車税減免対象者である場合とし、その場合は全額減免とする。

3 前項の規定に該当する場合は、毎年4月の使用料から翌年3月までの使用料とし、毎年3月末日までに減免の申請をするものとする。ただし、当該期間途中から申請があった場合は、申請があった日から適用とする。

（使用料の変更）

第8条 市長は、条例第62条の規定により使用料を変更する場合は、使用者にその旨を通知するものとする。

（使用料の徴収）

第9条 使用料は、市営住宅等駐車場使用許可書で通知する使用開始日から返還の日まで徴収する。

2 使用料は、毎月末（月の途中で返還した場合には返還の日）までに、その月分を納付しなければならない。

3 新たに駐車場を使用開始した場合又は駐車場を返還した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。

4 使用者が条例第65条において準用する条例第41条第1項による駐車場の検査を経ないでその使用を中止したときは、第1項の規定にかかわらず、市長が認定した日までの間の使用料を徴収する。

（使用料の督促）

第10条 市長は、使用者が使用料を前条第2項の納付期限までに納付しないときは、遅滞なくこれの督促を行うものとする。

（使用許可の取り消し、明渡請求等）

第11条 市長は、条例第64条第1項各号の1に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明け渡しを請求した場合は、当該駐車場を使用

できないよう所要の措置を行うことができるものとする。

2 市長は、条例第64条第1項の規定に基づいて駐車場の明渡請求をした者が駐車場を明け渡さない場合は、同条第2項の規定に基づき、使用料の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができるものとする。

(使用者の費用負担義務)

第12条 駐車場の使用に伴う電気、水道及び下水道等の使用料金は、使用者の負担とする。

(保管場所の証明)

第13条 市長は、使用者から自動車保管場所使用承諾証明申請書による申請があったときは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項に規定する自動車の保管場所の確保等に関する書面（様式第5号。以下「自動車保管場所使用承諾証明書」という。）を交付するものとする。

(使用者の損害賠償責任)

第14条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(駐車場の返還)

第15条 使用者は、駐車場を返還しようとするときは、駐車場返還届（様式第6号）により、返還しようとする日の5日前までに市長に届け出なければならない。

(禁止行為)

第16条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場を他に転貸し、又はその使用权を第三者に譲渡すること。
- (2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車場の支障となる物品等を持ち込むこと。
- (3) 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (4) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (5) 駐車場内で騒音を発生させる等生活環境上支障となる行為を行うこと。
- (6) 他の自動車の駐車を妨げる行為又は駐車場の管理上支障となる行為を行うこと。
- (7) その他前各号に準ずる行為を行うこと。

(市の損害賠償責任)

第17条 市長は、駐車場内において天災、火災、盗難、損傷、事故等が発生した
ことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、市
長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月12日から施行する。

(様式第1号)

自動車保管場所使用許可申請書

年 月 日

山口市長 様

市営住宅等の駐車場を使用したいので必要書類を添えて申し込みます。

| | | | | |
|----------------|---------|-------------------|------------------|-------|
| 申入 込居 者者 | 駐車区画番号 | 住 宅 名 | ふりがな | |
| | | 市営住宅（アパート） 棟 号 | 氏 名 | |
| | 電話番号 | - - | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 駐車場の使用者 | | 申込者（入居者） との続柄 | |

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

| | | | |
|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 駐 車 す る 自 動 車 | 自動車登録番号又は車両番号 | 車 名 | 自動車の種別 |
| | | | 1 軽 2 小型 3 普通 |
| | 車 台 番 号 | 長 さ | 幅 |
| | | 500cm以下 cm | 190cm以下 cm |
| | 所有者の氏名又は名称 | | |
| | 所 有 者 の 住 所 | | |
| | 使用者の氏名又は名称 | | |
| | 使 用 者 の 住 所 | | |

1 注意事項

- (1) 申込者は、入居名義人に限ります。
- (2) 駐車場使用料のある住宅において、入居者又は同居者が身体障害者であり、かつ自動車税減免対象者である場合は、使用料を減免します。
希望される場合は、別途申請が必要となります。

2 添付書類

駐車する自動車の自動車検査証の写し

| |
|--------|
| 駐車場管理人 |
|--------|

(様式第2号)

市営住宅等駐車場使用許可書

山口市長

山口市営 住宅棟号
様

駐車場の使用者
申込者(入居者)との続柄
自動車登録番号
使用許可駐車区画番号
使用料の月額
使用許可有効期間
使用許可書発行年月日

年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日

お願い

- ・ 駐車するときは、この許可書を車検証の中に保管してください。
- ・ この許可書は、警察へ提出する自動車保管場所使用承諾証明書としては使用できません。
- ・ 下記の注意事項に留意のうえ、所定の駐車区画をご利用ください。

※本決定書は、各種申請の手続きに必要です。

◎土地の価格変動等により、使用料を変更することがあります。

◎使用者は、次のことを厳守し、秩序正しく使用してください。

- 1 所定の位置に駐車すること。
- 2 駐車場内にたばこの吸殻、紙くず類を捨てないように心がけ、清潔な利用をすること。
- 3 駐車場内の事故を未然に防ぐような運転に努めること。
- 4 使用決定を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに自動車保管場所使用許可申請書を提出すること。
ただし、その変更内容に疑義がある場合は駐車場の明渡しを請求することがあります。

◎使用者は、次に定める行為をしてはいけません。

- 1 駐車場を他に転貸し、又はその使用权を他に譲渡すること。
- 2 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車支障となる物品等を持ち込むこと。
- 3 駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- 4 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- 5 駐車場内で騒音を発生させる等生活環境上支障となる行為を行うこと。
- 6 他の自動車の駐車を妨げる行為又は駐車場の管理上支障となる行為を行うこと。
- 7 その他前各号に準ずる行為を行うこと。

◎駐車場の返還

使用者が住宅を退去するとき、あるいは駐車場の使用を必要としなくなったときは5日前までに市営住宅等駐車場返還届を提出すること。(使用料は日割計算となります。)

◎駐車場の明渡し請求

駐車場使用者が、山口市営住宅等の駐車場使用に関する管理要綱及びこれに基づく指示に違反したときは、使用決定駐車場の明渡し請求等を行います。この場合使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその賠償の責めを負いません。

◎使用の更新

使用期限の満了の30日前までに返還の申し出がない場合は、山口市営住宅等の駐車場使用に関する管理要綱第4条第1項の規定による申し込みがあったもの(山口市営住宅条例第64条第1項に該当する者を除く。)とし使用決定は自動更新します。

◎損害賠償

使用者は、事故の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

◎市の損害賠償責任

市は、駐車場内において、天災、火災、盗難、損傷事故等が発生したことにより使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。

市営住宅等駐車場使用請書

私は、市営住宅等駐車場使用申込者として駐車場使用の決定を受けたうえは、次の事項を堅く守ります。もし、これらに違反したときは、何時返還を命ぜられても異存はありません。

- 1 山口市営住宅条例及び山口市営住宅等の駐車場使用に関する管理要綱等の市営住宅等駐車場の管理に関する規定に従うこと。

右、誓約を証するため、署名のうえ、この請書を提出します。

年 月 日

山 口 市 長 様

市営住宅 棟 号

申込者氏名

自動車保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

| | | | |
|-----------------------------------|----|-------|-----|
| 保管場所の位置 | | | |
| 使用者 | 〒 | — | |
| | 住所 | () — | |
| | 氏名 | | |
| 使用期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市長 | | | |

<備考> 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。

